

第4回自主共済組織学習会報告

米国の自主共済組織について

石塚 秀雄

1. 米国に非営利・共済・協同組合がある

アメリカの共済事業ということで、当初、米国在日商工会議所保険小委員会の責任者のアビー・プラットさんという方にお話をさせていただきたいとお願いをしました。この小委員会の中の適当な2、3人にあってみるということで少し調整していたのですが、結局本日はおいでいただけなくなってしまう、私がピンチヒッターということになりました。

本日は米国の自主共済組織というものが、実際どうなってるのだろうかという内容です。共済組織の定義は、私の場合は、日本における一般的に了解されている定義より、かなり広く考えています。これは実はヨーロッパの共済組織の定義が日本に比べてかなり広いということがあるからですが、この点については細かな議論をする余裕は本日はありません。

米国の共済組合の歴史をみると、日本と違っていて、移民の国ですからいろんな民族が自分たちで助け合うためにつくったとか、あるいは宗教団体が作る、さらには労働者団体が作るというような下からの運動で共済というものができているのだということですね。アメリカの共済はイギリスの Friendly Society—いわゆる日本でいうと「友愛組合」という訳が付いていますが、実質は共済組合ですね—それをモデルにして広がってきた。今日お話ししたいのは、ひとつは米国に非営利—英語で Non Profit あるいは Not For Profit という組織、それから共済—Mutual、それから協同組合による共済というものが存在しているということです。つまり保険会社以外に共済組織が存

在するという事実がある。そうすると日本での金融庁的な「共済を潰して行こう」という発想は、何て言うんでしょう、「主人思いの踏み倒し」といいますか、アメリカに慮って主人が言ってないようなことまで極端に番頭さんが仕出かしてしまうということにならないでしょうか。

2. 非営利・共済組織の規則もあり、保険会社法もある

2点目は、保険会社法の規定もあるけれども共済規則もある、すなわち共済と保険は併存しているということです。最近の核問題のようにアメリカは二重基準をよく適用する国でありますけれども、しかしアメリカの州は50くらいあるので、50基準くらいに各州ごとに保険会社あるいは共済というものを規則化しているという現状があります。いわゆる州というのは State ですから一種独立の国と考えてもいいわけですが、州の保険局の所管です。

また一方で、アメリカの連邦政府において複数州にまたがる保険会社の管理を厳しくしていこうという動きがあって、連邦保険法というものを準備しているということです。それからアメリカでも「認可」というのは日本とはニュアンスが異なりますけれども、その州は認可してないのだけれども、各州にまたがって実際には商売をやっている保険会社があり、その問題に対応するというアメリカの事情があります。

またニセ共済問題があって、共済という名前を冠したトラブルに警告といいますか注意を消費者に発している。管理強化や規制を強めているという点で、日本と同じプロセスがあります。

表1. 米国の共済組織にかんする主たる法制

<p>(1) 全米</p> <p>①全米保険法 (NIA, National Insurance Act, 2006/1946) : 各州バラバラな保険法を連邦法として統合化を進める。消費者保護を強める。①全米保険局 ONI を財務省の中に作る。②連邦ライセンスを出す。③ NAIC の監督権強化と NAIC への登録義務づけ。④消費者保護の強化。⑤保証基金を NAIC 基準で整備。</p> <p>②全米保険者登録 (NIPR, National Insurance Producer Registry)</p> <p>③医療選択法 (Health Care Choice Act)</p> <p>③内国税制規則 IRS (Internal Revenue Service)</p> <p>(2) 各州 保険法、共済保険法</p> <p>① (例)、非営利会社法 (The Revised Model Non-Profit Corporation Act(1986)) コロラド州</p> <p>(3) (例)、テキサス州、保険法 (Insurance Code) この法による「保険会社」とは以下を含む。</p> <p>(i) 株式会社 (a stock company)</p> <p>(ii) 相互・責任 (再保険) 保険会社 (a reciprocal or interinsurance exchange)</p> <p>(iii) ロイド保険 (Lloyd's Plan) 会社でない。会員制。</p> <p>(iv) 連帯福利組織 (fraternal benefit society)</p> <p>(v) 契約条件明記保険会社 (a stipulated premium company) 持ち株会社 (個人会員)</p> <p>(vi) 共済保険会社または相互保険会社 (a mutual insurance company)</p> <p>①州域相互調査保険会社 (a statewide mutual assessment company) 再保険含む。</p> <p>②地域相互扶助アソシエーション (a local mutual aid association)</p> <p>③葬儀保険アソシエーション (a burial association)</p> <p>④郡共済保険会社 (a county mutual insurance company)</p> <p>⑤農場共済保険会社 (a farm mutual insurance company)</p> <p>(vii) その他保険に重視する組織 (other organizations engaging insurance)</p>
--

表1は米国の共済組織に関する法制ということでありませけれども、いま全米保険法改正を進めており、もう議会は通過したようなんですね。今までは州単位の法律が中心だったのですけども、2001年の9.11が発端らしいんですね。阪神大震災と同じですね、保険業界がお金にかなり困ったわけです。それで保険会社は今後テロの被害に対して、「支払いをしたくない」というようなことがあって、それでは政府は困るといので、テロ保険というようなものをきちんと支払わせなくてはならないとして、米国政府は保険会社をきちんとコントロールしないとイケないということのを9.11以降考えて整備を図るといことがこの法律改正の眼目となった。また消費者保護を強めるということ、そのための機関として全米保険局という Office of National Insurance、ONI という機関を財務省の下につくるということだそうです。ライセンスはこれまで各州だったわけですが、国のライセンスを保険会社に出そうとしている。すなわち米国自体が保険会社のいわば網掛け、制度強化を図っていくと。そういう理屈からいくと彼

らが日本においても一定、同じ論理でグローバル化ですから一やっといこうという考えを持ったということはある程度論理的なことだと思いません。

また各州に保険法とか共済法というものがあります。これはいろんな州のがあって、50も見ていくわけにいけないので、例としていくつか拾ってみます。例えば非営利会社についてもいろんな法律が各州あるわけで、非営利組織法 (Non Profit Association Act) といった名称です。それから保険法 (Insurance Code) が各州にあるようです。大統領が出ているテキサス州にも保険法があります。これをみると、「本項における保険会社とは以下のものを含む」という風になっています (表1参照)。大きく分けて7つあります。第1は株式会社です、保険会社で株式会社 Stock Company。2番目は相互責任保険会社、あるいは再保険会社。これは日本語は勝手につけた訳なのでとりあえず理解した範囲での訳です。3番目は、どういうわけかロイド保険。これはイギリスの特異な会員制の会社のように。4番目は連帯福利組

織という訳をつけてみました。5番目は、これも何と訳していいか、中身的にいうと契約条件免許保険会社というようなことかなというので、もしご存知の方がいれば教えていただきたいのですが。

6番目は、いわゆる共済保険会社または相互保険会社、要するに Mutual Insurance Company というものです。これはルーツはアメリカにおける協同組合運動というものからできたものが多いとなっています。この Mutual Insurance Company は「5つのものを含みます」ということが書いてあります。①は州域、テキサス州ならテキサス州の中の Mutual Assessment Company、これ適当に相互調査保険会社というようなことで、火災保険とかそういうものの審査をするという機能を持っているようなんですけども、そういう会社。②は地域相互アソシエーション、Local Mutual Aid Association。これはやっぱりいろんな団体ですね。米国の共済組合の歴史に出てくる昔からある秘密結社みたいな団体を含めてですね、アメリカはいろんなアソシエーション運動、あるいはコミュニティ運動があったわけですね。フランスのトクヴィルが『アメリカの民主主義』という本を書いています、フランス革命が終わった後にアメリカに出かけて、たくさんの労働事業体や自主的な協同組合運動というのが存在しているというのを書いています。③は葬儀保険アソシエーション。アメリカでも死んだ時はお金がかかるんでしょうね。そういうための共済をやっているものですね。ヨーロッパでも葬儀協同組合がありまして、わりとお葬式を欧米では協同組合みたいなものが組織している。④は郡レベルの相互保険会社。⑤は一番小規模のもので農場共済保険。これはもうほんとに数人とか数十人とかのレベルからあるらしいものですけども、アメリカの共済運動のルーツの一つといわれているようです。

こういうものがいわゆる相互保険会社という中に含まれているわけですね。こういう名称で含まれている。ですからアメリカの場合、相互保険会社を単純なものとして、ひとくくりで見るということはよくないと思うのです。5つくらいいろいろ種類があって、名称も様々である。すなわち、いろいろな共済組織の形式がアメリカに存在しているということだと思います。

3. 非営利・共済で非課税団体がある

3点目は非課税団体が保険に関してアメリカで存在しているということであり、このことは日本においても非課税にしていく事業組織をどのような判断理由で決めていくのかということ、米国と同じように考えるべきだろうということを示します。ただし、アメリカでは基本的にやはり法制度を隅々まできちんとしていこうという方向性は出てきているわけです。従いまして日本においても今後、各共済組織のそれぞれのなんらかの認定の規則や法律というものが要請されてくるだろうということなので、「自主」とか非「制度」共済として適用除外ということだけではすまないかもしれないので、これはやはり考えなければいけない問題であろうということです。

最初に表2で米国の税制における非営利協同組織の取り扱いということを見ていきたいと思います。米国には IRC (内国税法) という課税の法律があります。このうちの第501番がいわゆるコーポレーション、会社プラスその他の規定のところ、それで非課税はどういう団体が受けられるかということが書いてあります。日本でよくいわれるのは、協同組合はアメリカでは営利団体としてみなされている、という話ですが、しかし協同組合全部がそうではないわけです。すなわちこの501番の中で、協同組合もいわゆる公益とか慈善に関するもの、つまり医療機関ですね、ま、協同組合の医療機関とか日本で言えば医療生協ですね、こういうものは非課税対象に入っているんです。

共済に関係するものは連帯福利組織 (Fraternal Benefit Society)、あるいは宗教系互助団体 (Order) それから非営利組織 (Association) があり、こういう団体は非課税ですね。VEBA (Voluntary Employees' Beneficiary Association) はいわゆる共済組織なわけです。メンバーシップ特定の者が集まったものです。それから地域限定型アソシエーション、慈善的な生命保険といったものもあります。お葬式のための保険会社というのは共済の会社ですね。それから信用組合 (Credit Union) というのはまさに協同組合的な組織でありまして、

表2. 米国の税制における非営利・協同組織の非課税取り扱い

- IRC (Internal Revenue Code) § 501 非課税規定, corporations trust, etc.
- (c)
- (1) 議会議法で決められた corporations (事業体・企業)
 - (2) 金額のあまりに小さい corporations (事業体・企業)
 - (3) 宗教、慈善、科学、教育、文化団体、スポーツ団体、動物保護、児童保護。これらは株主に配当しない。
 - (4) (A) 社会福祉目的団体。従業員アソシエーション、自治体、慈善・教育・リクレーション団体。
 - (5) 労働団体、農業団体、酪農団体 organizations
 - (6) Business leagues, 商工会議所、不動産団体、フットボール年金団体、で利潤のためでない組織、個人に収益を分配しない団体。
 - (7) リクレーション団体。非営利目的団体。これらは個人株主に分配しない団体。
 - (8) Fraternal beneficial societies (連帯福利団体), orders (宗教的団体), associations (非営利組織、団体)
 - (A) exclusive benefit of the members (会員の排他的利益)を支部方式 (lodge system)で行う組織。
 - (B) 生命、疾病、事故などの支払いをメンバーに行うもの。
 - (9) VEBA, Voluntary employees' beneficiary associations (任意従業員福利団体)：生命、疾病、事故、その他の福利をメンバーまたは依存者、その他指名された受益者に対して行う。ただし、個人株主配当はなし。
 - (10) (A) 国内宗教団体、アソシエーション、慈善、教育、文化、科学の団体で支部形式を持つ組織。
(B) 上記の組織で、生命、疾病、時などの福利を提供しない組織。
 - (11) 地域限定型教員退職基金アソシエーション
 - (A) 個人・株主に配当しない。
 - (12) (A) 地域限定型慈善生命保険アソシエーション (charitable life insurance)。相互灌漑会社。電話 (共済) 協同組合。電気電力協同 (共済) 組合。事業収入の80%がメンバーからのものである組織。
 - (13) 葬儀 (会員制) 会社
 - (14) (A) 信用組合 (Credit Union)：共済目的、非営利。
(B) 資本のない会社またはアソシエーション (1957年以前設立のもの)。共済目的。非営利。積立金、保険金目的の預金先⇒ (i) 住宅協会 (building association), 貸し付け協会 (loan associations) (ii) 協同組合銀行。共済非営利目的 (iii) 共済貯蓄銀行 (mutual saving banks)：株式でない。(iv) 共済貯蓄銀行 (mutual saving banks)：Section 591 b に規定されたもの。
 - (15) (A) 保険会社 (section 816 (a) で規定されたもの)。生命保険会社、再保険会社は除く。
(i) (I) 総額60万 (8000万円くらい) ドル以下。(II) 総額50%以上が保険料。
(ii) 相互 (共済) 保険会社 (mutual insurance company)
(I) 総額15万ドル (1700万円くらい) 以下、(II) 総額の35%が保険料。
 - (16) 企業融資目的の企業・非営利組織 (corporation, association)：株式配当が8%以下。経営陣は利潤を得ないもの。
 - (17) (A) 従業員補完的失業手当のための基金 (トラスト、trust)
(B) 従業員補完的年金手当のためのトラスト
 - (18) 従業員年金トラスト (1959年以前のもの)
 - (19) 陸軍退職者基金・財団
 - (20) trust (法律サービス)
 - (21) trust (肺塵病)
 - (22) Trust. (従業員年金基金) Welfare Benefit trusts
 - (23) (1880年以前に作られた) 退役軍人年金アソシエーション
 - (24) 1974年の ERISA 法に基づく従業員年金トラスト。1986年 1 人事業主年金計画法に基づくトラスト。
 - (25) 35人以下の株主または受益者の corporations または trust
 - (26) membership organizations (会員制組織)
 - (A) 国家が設立した非営利医療組織。(i) 組織による保険。(ii) HMO (保健維持機関)
 - (B) 個人配当なし。
 - (27) (A) 1996年以前設立のメンバーシップ組織。労働者補償法に基づくもの。
 - (28) 鉄道退職者投資トラスト。
- (d) 宗教組織
- (e) 協同組合病院 (Cooperative hospital service organizations)
一定の条件で慈善目的の事業をしている組織と見なす。非課税。
- (f) 協同組合的教育機関
- (m) 営利保険会社 (commercial type insurance organizations) は非課税対象外。

共済事業を支援、あるいは自分で共済事業をやっている組織であります。表2の15番目でありますけれども、これは保険会社でありまして、ここの非課税の規定云々を見ると日本の金融庁の出した小額短期保険業者のモデルはこの辺から引っ張ってきたのかなという気がいたします。

それからトラストというものがあって、米国の場合は年金制度が民営化されたものがひとつありまして、それがやはり共済的な性格を持っているわけです。この辺は日本とは若干事情が違うわけですが、例えば24番目のエリサ法（従業員退職所得保障法）に基づく従業員年金トラストがありますが、実はアメリカでこの法律が出来たために、ESOP（従業員持株会社）や労働者協同組合がこの法律を利用するためにかなりできたという経緯があります。協同組合病院は非課税。それから協同組合的教育機関も非課税対象です。

ということで、いわゆるトラストとかアソシエーションなど、いろいろな名前で共済組織があるということなのです。

4. 社会的経済セクターの中の共済という位置づけ

10年ほど前に『社会的経済』（日本経済評論社、1995年）という本をみんなで訳したときに、私と立命館大学の佐藤誠さんと二人で「アメリカの社会的経済」という章を担当して訳したので、関連するところを本日の資料として作りました。そこに共済組合の歴史が若干書いてあります。そこで取り上げられているのは協同組合運動と密接に関係しているような組織や、ネーションワイド(Nationwide)という大きな保険会社でアメリカでナンバー4だと言われているものなどです。これらの組織は保険事業だけではなくて、いわゆる地域発展のためのいろんな活動のためにお金を使っているわけです。共済組合と共済組織を孤立した組織として考えるのではなくて、一つの非営利・協同セクターのその一員として見るべきだということです。社会指向型の非営利組織という説明のところでは、例えばアメリカの労働人口の約3パーセントが非営利労働機関で働いているということ

が書いてありますけれども、この互助型というのは Mutual、英語では Mutual Aid ということですね。組合員利益型の非営利組織というのはいろんな団体があるわけです。葬儀団体、相互保険団体、いろんな失業とか近隣の社会的な生活安全、従業員福利形態などは、みんな自主的な互助型のものであるということアメリカ人の論文に書いてある。こうした組織が米国で一定の割合を占めている。従いまして、アメリカにも非営利協同の明確なセクター意識は日本と同様にはないわけですが、しかし実態としていろいろな団体があることに注目すべきだと思います。

最後にアメリカの保険・共済の全国組織について触れます。

①全米連帯共済会議（NFCA）

1886年に設立されたもので、労働組合や友愛組合（共済組合）、信用組合、自助グループ、会員制共済組合（Oddfellows）などが参加している。

②全米相互（共済）保険会社協会（NAMIC）

1895年設立。1400組織メンバー。株主配当を禁止。

・主たる種類

- (i) 資産保険会社・団体 (Property Insurance Society) 資産・火災
- (ii) 葬儀共済会社 (Burial Aid Society) (アソシエーション、ファンド)
- (iii) 医療入院共済計画 (Medical, Surgical and Hospital Aid Plans)
- (iv) 貸付共済組織 (Loan Aid Organizations) (Credit Union、アソシエーション)

③全米保険コミッショナー協会（NAIC）

1871年設立。全米50州の保険規則作り。保険消費者利益の保護。複数州にわたる保険会社の規則の調整。

NAIC は今度の全米の保険法を作ったときに新しく許認可的なライセンスを渡す組織です。昔からあったがこれまで開店休業みたいな感じだったようなんですね。それでここをもう一回リニュー

アルして、大きな権限を付与していこうということのようです。

5. まとめ

米国の自主共済の実情を見ると、やはりいわゆる共済をなくすというのは、米国においてもそれは二重基準になってしまうだろうと思います。要するに相互扶助的な、あるいは保険や共済をやっているいろいろな形態のものがアメリカに現に存在しているということは、日本の場合でも同じようなロジックを立てることが可能である、ということです。

共済トラブルというのはまさにアメリカも同じ

で、「気をつけなさいよ！」という通達が出て、まったく日本と同じような口ぶりなのですが、「Mutual—共済と付いている会社は気をつけなさいよ」とか「すごく保険料が安いのは気をつけなさい」とか、消費者に対するいろんな注意事項が出てるわけですね。ということはアメリカもまた厳密に法規制とかそういうものでコントロールできているわけじゃないですね。逆に言えば、ニセ共済が出るくらい、やっぱりそんなに全部は統制できていないとことだと思えます。したがって日本においても、共済をひとまとめに保険業者にするというのは、米国の事情を見てもかなり乱暴な議論だろうというのが一応私の見立てなわけです。

(いしづか ひでお、研究所主任研究員)

【事務局ニュース】1・機関誌の論文募集、ワーキングペーパーの募集

研究所機関誌『いのちとくらし』に掲載する論文を募集します。応募の内容は以下の通りです。またワーキングペーパー（多少長めの論文）の募集も致します。詳細は、事務局までお問い合わせください。

- ・ 字数：（図表、写真を含めて）400字詰め原稿用紙30枚（12000字）程度
- ・ 掲載の有無については、研究所機関誌委員会にて決定させていただきます
- ・ 原稿料：研究所の規定により、薄謝ですがお支払いします
- ・ 募集する主なテーマ
 - 1：NPO、非営利・協同組織における経営・管理問題
組織論、組織構造論、経営論、所有論、労働組合と経営参加、政策と統制、賃金論、地域社会と医療社会サービス組織、など
 - 2：日本の医療、福祉政策・制度の現状分析と提言
 - 3：新自由主義と市場経済論の打破
政府医療社会保障政策批判と対応策の提言、社会政策・労働政策批判、制度比較分析、など
 - 4：非営利・協同の実践・理論探求
現状イデオロギーへの批判、基本的理念の歴史的分析、具体的実態分析と非営利・協同セクターの方向、公的セクターとの関係分析提言、など
 - 5：その他
NPO論、政治・社会システム論、ヨーロッパ社会的企業(社会サービス、雇用)調査、非営利・協同セクター運動論、など